

## 熊本県環境影響評価条例等の改正について

### 1 経緯

環境影響評価とは、開発事業を行うにあたって、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかを事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して国民、行政等から意見を聴くことによって、環境に配慮した事業計画の策定及び実施につなげるプロセスのことであり、環境政策を推進するうえで、極めて重要な制度である。

本県における環境影響評価制度としては、平成12年に熊本県環境影響評価条例（以下「条例」という。）を制定しており、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）と一体となって環境保全に配慮した事業の実施を確保してきた。

今般、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業の推進を目的として地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が「3 審議結果（1）（参考）」のとおり改正された。

また、（仮称）熊本市環境影響評価条例の制定に向けた検討の状況から、条例においてもスクリーニング手続の導入について検討が必要と判断された。

以上を受け、熊本県環境審議会は、令和5年（2023年）3月13日に知事から本県の条例の取扱いについて諮問を受けた。

スクリーニング手続とは、対象事業について環境影響評価を行うかどうか判定する手続をいう。

### 2 審議経過

- R5.3.22 第69回熊本県環境審議会
- ・熊本県環境影響評価条例等の検討について、熊本県環境影響評価条例等改正検討部会（以下「検討部会」という。）の設置を承認
- R5.4.1
- ・検討部会の設置及び委員の指名
  - ・審議を検討部会に付議
- R5.12.1 第1回検討部会
- ・事務局より改正内容を説明
  - ・改正事項の検討及び整理

- R5.12.19 第2回検討部会  
・事務局及び関係課より改正内容及び関係法令を説明  
・改正事項の検討
- R6.2.29 環境審議会から知事への答申
- R6.3.21 第70回熊本県環境審議会  
・検討部会での審議結果について報告

### 3 審議結果

#### (1) 地域脱炭素化促進事業における条例の手續

温対法の改正内容を踏まえ、条例においても認定地域脱炭素化促進事業については、配慮書手續を適用しないことが適当であるとの結論に達した。

ただし、方法書以降の手續において適切に環境影響を調査、予測及び評価することが必要であることを確認した。

更に、これに合わせ、風力発電所の設置の事業に係る対象事業の特例規定は、廃止することが適当であるとの結論に達した。

#### (参考) 温対法の改正内容

温対法公布日及び施行日

公布日：令和3年(2021年)6月2日

施行日：令和4年(2022年)4月1日

改正内容

市町村から温室効果ガスの排出削減等に関する実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業(認定地域脱炭素化促進事業)については、アセス法の配慮書手續を適用しないなど、関係法令特例を受けられる。

#### (2) スクリーニング手續の導入

事業実施前と比較し環境影響の明確な変化が認められない又は改善する事業については、環境影響評価手續の合理化を図るために、スクリーニング手續を導入することが適当であるとの結論に達した。

ただし、配慮書手續を適切に実施するとともに、審査会の意見を聴いたうえで環境影響評価の必要性の判定を行う必要があることを確認した。

更に、判定の際には、市町村長の意見を踏まえて判断する運用が適切であることを確認した。

また、(1)の改正により配慮書手續を適用しない事業についてもスクリーニングの適用を可能とすることを確認した。